2　機構は、法第五十三条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （業務方法書の記載事項） **第十一条**　法第五十三条第二項の経済産業省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　法第四十九条第一号に規定する再処理等の実施に関する事項 二　法第四十九条第二号に規定する再処理等拠出金の収納に関する事項 三　法第四十九条第三号に規定する実用発電用原子炉設置者等に対する助言、指導及び勧告に関する事項 四　法第四十九条第四号に規定する廃炉に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項 五　法第四十九条第五号に規定する廃炉に必要な設備の調達及び維持管理を行い、並びにこれを実用発電用原子炉設置者等の共用に供するために関する事項 六　法第四十九条第六号に規定する廃炉拠出金の収納に関する事項 七　法第四十九条第七号に規定する廃炉の実施に必要な費用に相当する額の支払に関する事項 八　［略］ （身分を示す証明書） **第十二条**　法第六十六条第二項の証明書は、様式第十によるものとする。 （定款の変更の認可申請） **第十三条**　機構は、法第六十七条に規定する認可を受けようとするときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 備考　表中の［　］は注記である。	2　機構は、法第四十四条第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、様式第九による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。 （業務方法書の記載事項） **第十一条**　法第四十四条第二項の経済産業省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一　法第四十一条第一号に規定する再処理等の実施に関する事項 二　法第四十一条第二号に規定する拠出金の収納に関する事項 ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ 三　［略］ （身分を示す証明書） **第十二条**　法第五十五条第二項の証明書は、様式第十によるものとする。 （定款の変更の認可申請） **第十三条**　機構は、法第五十六条の規定する認可を受けようとするときは、様式第十一による申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

様式第一中「使用済燃料再処理機構」を「使用済燃料再処理・廃炉推進機構」に、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第16条第１項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第24条第１項」に改める。

様式第二中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第23条」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第31条」に改める。

様式第三中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第25条」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第33条」に改める。

様式第四中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第31条第２項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第39条第２項」に、「理事と」を「副理事長（理事）と」に改める。

様式第五中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第34条第２項」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第42条第２項」に、「理事の」を「副理事長（理事）の」に改める。

様式第六中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第35条ただし書き」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第43条ただし書」に改める。

様式第七中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第42条」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第50条」に改める。

様式第八中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第44条第１項前段」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第53条第１項前段」に改める。

様式第九中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第44条第１項後段」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第53条第１項後段」に改める。

様式第十中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律」に、「第55条」を「第66条」に、「第64条」を「第76条」に改める。

様式第十一中「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律第56条」を「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第67条」に改める。

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第十条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十八年経済産業省令第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （改正法附則第七条第一項前段の規定による支払方法の細目） **第三条**　［略］ ２　［略］	**附　則** （改正法附則第七条第一項前段の規定による支払方法の細目） **第三条**　［略］ ２　［略］